

資料

中国における農村人民公社の

差額地代にかんする論争

— 願明輯『關於農村人民公社級差地租問題的討論』・

何 予『正確對待農村人民公社内部存在的經濟差別』・鐘成章『試談我國農村人民公社的級差地租』

〔「紅旗」誌一九六一年第二三期所収〕の紹介——

小 嶋 正 巳

まえがき

本稿で紹介しようとする諸論文を掲載した同じ「紅旗」誌の一九六一年第一五／一六号に、許濂新の『現段階の農村人民公社の基本的制度について』という論文が発表された。わたしは、この許濂新論文を紹介した文章（拙稿『現段階の農村人民公社の基本的性格と制度』・「山口経済学雑誌」第一二巻第四号所収）のなかで、この論文は人民公社發展の新段階を画するものであり、人民公社の整社工作が成功裡に落着し、現段階の人民公社のありかたにはつきりとした結論がだされたことを意味す

る、と評価した。そして、許濂新論文にひきつづいて、人民公社の諸分野にわたりそれぞれヨリ具体的な・ヨリ詳細な・あるいは理論的にもっとほりさげたところの文献が発表されるかもしれない、とのべた。ここに紹介しようとする農村人民公社の差額地代にかんする若干の論文は、許濂新論文にひきつづく・人民公社の新段階に対応する理論的文献の系列にかぞえられるべきものである。

ところで、農村人民公社の差額地代の問題について論争がおこなわれたしたのは、のちにふれるように一九六一年六月以降であるとしても、その前提である人民公社生産隊相互間の経済的格差の存在については、ずっと以前から問題になっていた。というよりも、現段階における農村人民公社の基本的制度としていわれる三級所有制が確立され、それが相当長期にわたり存在するであろうことが確認され、それが一つの歴史的段階であると措定されるようになったそもその根拠が、この生産隊相互間の経済的格差の存在という事実である。また、この格差の理論的説明に差額地代概念を援用しようというところも、このたびの論争ではじめてのものではなかった。しかしながら、すくなくとも六一年以前には、整社工作を完了したとみられる現在ほど三級所有制の徹底が意識されていなかったために——というのは、生産隊相互間の経済的格差の存在という事実がま

だ軽視されていたために、現在とりあつかわれているような意味をもつものではなかった。つまり、たとえば生産隊から生産大隊への上納指標の決定にあたって、それを各生産隊に対する一律の比率で決定せず、富裕な生産隊からは多く、貧困な生産隊からはすくなく上納させることもありうるとし、そのばあい生産隊相互間の上納格差が、いわゆる差額地代に相当する分量にまでたつするならば、平均主義的偏向におちいる危険性がある、という指摘をめぐって差額地代の概念が援用されていた（拙稿『人民公社における生産管理制度と分配制度』「山口経済学雑誌」・第十一巻第三号四六頁・参照）。当時の主流的な見解をつきつめていえば、いわゆる差額地代のかんりの部分は生産大隊に上納して統一分配すべきであるという、のちにくわしく展開されるような現在の支配的見解とは異なるおもむきのものであった。このことは、客観的には、中国の現段階の農業生産力水準と生産関係との照応を十分正確に処理していなかったことを意味している。このように、内容的に生産隊相互間の経済的格差を軽視していたために、他方において『いわゆる差額地代に相当する部分』という表現がふかくほりさげられず、現段階にみられるような論争のいとぐちとなることができなかつた。

今日の時点からふりかえっていうならば、たとえ三年連続の

自然災害という最悪の条件とかさなつたにしても、人民公社の整社工作が当初の予想以上に長期間を要したという根本的な原因は、まさに生産力水準と生産関係との照応について正確な処理がなされなかつたということ、具体的には、生産隊相互間の経済的格差の存在を軽視して、公社ないし生産大隊の統一性の完成をいそぎすぎたということにあつたと考えられる。整社工作の第二段階（一九五九年四月以降・三級所有制推進以降）において、これらの点の正確な処理がおこなわれた結果、許滌新論文がはっきりしめしたように、人民公社は生産大隊の連合組織であり、基本経営単位は原則として生産大隊であつて、まだ公社の段階ではなく、また生産大隊内部の生産隊相互間も商品関係と規定すべきである、ということまでゆきついたわけである。

現段階の人民公社の基本的制度確立の基礎には、生産隊相互間の経済的格差の存在という事実をきわめて基本的な条件とする認識がある。とすれば、この経済的格差をどのように理論的に把握し、同時に政策的に処理してゆくかは、現段階の人民公社についての中心問題とならざるをえない。そして、この経済的格差を理論的に説明しようとするれば、やはり社会主義制度下における差額地代という概念の検討は不可避であろう。このような意味では、一九六一年にはいって人民公社の差額地代論争

がはじまったという事情は、情勢の必然的な発展として十分理解することができる。また、中共中央委員会が、許滌新論文にひきつづく現段階の人民公社の理論的解明として、この問題を提起し全国的な討論をよびかけたことも、十分うなずけるわけである。と同時に、われわれとしても、この問題をぬきにして現段階の農村人民公社について論議することはできないであろう。本誌をかりてこの論争を紹介しようとするのもこの意味においてである。

本稿では、「紅旗」誌一九六一年第二三号（一月一日発行）に掲載されたつぎの三論文を紹介する。

- (1) 願明輯『農村人民公社の差額地代にかんする論争』
- (2) 何予『農村人民公社の内部に存在する経済的格差に正確に対処しよう』
- (3) 鐘成章『我国の農村人民公社の差額地代についての試論』

みぎの三論文のうち、(1)は、一九六一年六月から安徽省および湖北省の経済学者や農村工作者を中心に展開された差額地代論争をとりまとめ要約紹介したものである。(2)(3)は、この問題の討論をさらに全国的な規模に拡大するために、問題提起論文として発表されたものである。(3)の論文の冒頭に、「紅旗」編集者はまえがきをつけて、この論文は、人民公社の

内部に存在する経済的格差の問題をマルクスの差額地代概念を援用して説明しようとする意見の一つであって、多くのひとびとの一歩すすめた討論を展開するために発表するものである、といっている。したがっていうまでもなく、これらの論文は、中共中央の公式の意見でもなければ、論争の最終的な意見でもない。全国的な論争は、これからはじめられようとしているのである。

### 一 安徽省・湖北省における差額地代論争の総括

願明輯『農村人民公社の差額地代にかんする論争』

安徽省および湖北省の経済学者や農村工作者たちは、一九六一年六月以来、農村人民公社の差額地代について論争を展開している。「光明日報」や「江漢学報」等の新聞・雑誌に論争論文が掲載された。論争点は、社会主義制度のもとにおいて差額地代が存在するかどうか、存在するとすればそれが形成される条件はなにか、またそれはどのような性格のものか、さらに社会主義制度下の差額地代はどのように分配されるか、といった問題をふくんでいた。

(1) 社会主義社会において差額地代は存在するかどうか。

論争の過程で、土地の肥沃度と位置の相違によって・あるいは土地に対する追加投資の生産性の相違によって形成されるところの土地収益性格差は、現段階の農村人民公社の各生産大隊相互間・生産隊相互間の経済的格差の重要な形成要因の一つとなつてゐる、ということについては、論争参加者全部が承認した。しかし、このような土地収益性の格差が差額地代であるかどうかについては、意見がわかれた。

第一の意見は、社会主義制度のもとでは、差額地代はすでに存在しない、というものであった。つまり、このような土地収益性の格差は、一種の『土地純所得格差』というべきものである。いわゆる差額地代というのは、特定の歴史的範疇であつて、資本主義制度下において、農業資本家と地主が農業労働者の創造した剰余価値を収奪するという生産関係を反映している。社会主義制度下においては、このような特定の社会経済条件は廃絶されており、したがつて、差額地代が存在する余地はない。公社・生産大隊・生産隊のそれぞれ相互間に存在する土地収益性の格差 $\parallel$ 土地純所得格差は、いわば社会主義的国家・集団・個人の間的基本的長期的利益が一致するという性格とさらに局部的利益には格差があるという性格とを反映したものである、という。

もう一つの意見は、差額地代は経済的範疇であつて、社会主

義制度のもとにおいてもいぜんとして存在する、というものであった。マルクスの差額地代の分析は、いうまでもなく資本主義的地代形態としてなされたのであるが、そのことはしかし、マルクスが差額地代を資本主義に特有な範疇と考えていたことを意味するものではない。したがつて社会主義社会においても土地に肥沃度および位置に相違があるとすれば、優良地の労働はやはり差額地代Ⅰをつくりだし、大規模集約化経営においては、そこでの労働はやはり差額地代Ⅱをつくりだす、と主張する。この論者たちは、社会主義制度下の差額地代は、農業生産における一種の純所得の補充であると考える。工業および国民経済の他の部門の企業は、経営管理の改善によって物質化された労働および生きた労働の消耗を節約し、労働生産性を向上させ原価を引下げて、超過純所得をつくりだしている。農業生産においても、同様にこの超過純所得をつくりだされるという。ただ異なるのは、工業企業等の超過純所得は、臨時的・非固定的な所得であるのに対して、差額地代による補充所得は、長期的・固定的なものであるということである。というのは、それは単に経営管理の改善によるだけでなく、特有の自然的条件を基礎にしているからである。

(2) 社会主義社会に差額地代が存在するとすれば、それが実際に形成される条件はなにか。

社会主義制度のもとでも差額地代が存在すると主張する論者たちは、一般に差額地代が形成されるためには、一方において自然のおよび経済的条件、他方において一定の社会的条件が必要であることをみとめたが、この社会的条件についての理解はかならずしも一様ではなかった。

第一の意見は、つぎのようなものであった。すなわち、土地の肥沃度・位置の相違・あるいは集約化経営の規模といった自然のおよび経済的条件は、差額地代の物質的基礎を形成するだけであり、差額地代が実際に形成されるためには、一定の社会的条件をそなえなければならぬ。社会主義制度下の差額地代を形成する社会的条件とは、生産手段および生産物の社会主義的所有であり、それからみちびきだされるところの社会主義的集団経済の土地の占有経営、さらに商品生産と価値法則の作用の存在である。土地の占有経営が存在しなければ、土地生産物の価格を劣等地の生産条件で決定することはできない。また商品生産と価値法則の作用が存在しなければ、土地生産物の価格決定の根拠がなくなるであろう。つまり、このようなばあいは差額地代は形成されない。しかも、土地の占有経営の形式にしても、商品生産および価値法則の作用の性格にしても、それらはその段階における生産手段および生産物の社会主義的所有制の性格に制約され決定されるからである、という。

第二の意見は、差額地代を実際に形成する直接的原因は、商品——貨幣関係の存在である、と主張する。土地経営者は、同時に商品生産者である。もしそれらの商品の市場価格に同一性がなければ、個別価値と社会的価値の差額、したがって差額地代も形成されえないことになる。現段階の中国では、人民公社と社会主義的全人民所有制経済および人民公社相互間の経済関係は、主として商品交換をとおして実現されている。このほか人民公社は、国家の規定する範囲内で自由市場に農産物を売りだして、直接に消費者と経済関係を実現している。国家が人民公社から購入する農産物の価格・あるいは人民公社が自由市場に売りに出す農産物の価格は、基本的にはその社会的価値を基礎にして決定され・あるいは調節されている。このような関係をとおして、差額地代が一種の超過補充所得として実現されるのである。

第三の意見は、差額地代を形成する社会的条件は、商品——貨幣関係の存在ではなく、経営対象である土地に対する占有である、と考える。表面的にみれば、差額地代は、土地生産物の個別生産価格と一般生産価格の差額から形成されるのであるが、しかし、この両者の差額がどうして生ずるのか・またそれが比較的固定的に存在するのはなぜかといえ、その根本的な原因は経営対象である土地に対する占有にある、というわけである。

(3) 社会主義制度下の差額地代は、商品性生産物についてのみ形成されるのか、それとも自給性生産物をふくむ全生産物について形成されるのか。

この問題について、一部の論者は、農村人民公社の生産単位が土地の上から実物形態で取得しているところの補充純所得は、差額地代ではなくその物質的基礎にすぎない、したがって、差額地代として実現するのは商品性生産物についてのみである、と考えた。

他の論者は、この意見に同意しなかった。つまり、人民公社の生産物を商品性部分と自給性部分とに明確に分離することは実際上きわめて困難である。たとえば、公社外部または公社・生産大隊の立場からは自給生産物とみられるものでも、生産隊の立場からは商品生産物のものもあるし、さらに消費物資として生産隊あるいは社員に分配された生産物が、生産隊あるいは社員から商品として売りだされることもある。ヨリ重要なことは、商品生産が存在する条件のもとでは、自給性生産物も必然的に商品形式をとらざるをえないということである。つまり、自給性生産物といえども、価値法則を利用しておこなう統一的な経済計算のなかに包括しなければならぬのである。したがって、商品——貨幣関係が存在し、農産物の一部が商品となりさえすれば、商品として売りだされない生産物のなかにも差額

地代はふくまれていると考えなければならない、という。

(4) 社会主義制度下における土地生産物の社会的価値の決定基準について。

この問題について、ある論者は、社会主義社会においては、土地生産物の社会的価値はもはや劣等地の生産物の価値によって決定されるわけにはゆかないのであり、中程度の条件の土地生産物の価値によって決定されるべきである、と主張した。そうでなければ、劣等地の生産者の土地改造に対する関心を有効に刺激できないであろう、というのがその論拠であった。これに対し、別の論者は、社会主義社会においても、土地生産物の社会的価値はやはり劣等地の生産物の価値によって決定せざるをえない、と主張した。つまり、それは、社会主義社会の生産力の発展水準・生産関係およびそれらと関連して形成される商品——貨幣関係・価値法則の作用によって決定されるのであって、恣意に変更することはできない。もしそうすれば、劣等地の農業生産者は赤字つづきとなり、農業生産力は破壊されるであらうし、また国家から大量の財政的補助を必要として、国家財政および全国民経済の発展に不利なえいきょうをもたらすであらう、と反論した。

(5) 社会主義制度のもとにおける差額地代の分配原則について。

社会主義制度下における差額地代の分配については、大部分の論争参加者は、それは、もはや剰余価値の一つの特殊形態の表現ではなく、社会主義農業経済における一種の補充純所得であり労働者自身がつくりだしたものである以上、当然労働者の所有に帰属すべきものである、とした。

また、大部分の論者は、差額地代は、明らかに農村人民公社生産単位相互間の経済的格差を形成する一つの重要な要因であり、差額地代の分配は、党の人民公社分配政策を十分徹底させ、平均主義を排して各生産単位の生産意欲を十分刺激し、人民公社の基本的制度を一層強化し発展させるためのカギであるとして、きわめて重要視した。

差額地代の分配過程において、その一部分は、国家に対する農業税・および農産物購入価格の地域差等の形式をとおして全人民の所有に帰属する。また他の一部分は、公社が生産条件が異なる生産大隊から異なる率の公共蓄積金・公共福利資金をとりとるという形式をとおして全公社の集団所有に帰属する。このことについては、全論者が完全に必要かつ当然のことと考え、異論はなかった。しかし、のこりの差額地代の大部分を生産大隊と生産隊の両者の間でどのように分配すべきかについては、大いに問題になった。つまり、直接その土地を経営している生産隊の所有とすべきか、あるいは一たん生産大隊の所有と

してのち各生産隊に統一的に平均分配するか、という問題である。

周知のとおり、差額地代は、その形成される原因が異なることから、第一形態および第二形態の二つに区分されている。論争者たちは、差額地代の分配を論議する際、この二つの形態にわけてそれぞれをどのように分配すべきかを論じている。

(a) 差額地代Ⅰの分配原則について。

まず第一の意見は、差額地代のこの形態は、自然および社会全体の力量によって提供されたものであるから、当然社会あるいは国家の所有とすべきであって、生産大隊あるいは生産隊に帰属させるのは不適當である、とした。第二の意見は、差額地代Ⅰの根源であるその土地の自然力の所有者は生産大隊であるから、生産大隊の所有とするのが当然である。生産大隊に一たん帰属させたのち、各生産隊に統一的に平均分配するか、あるいは生産大隊が直接掌握して使用すべきである、と主張した。さらに第三の意見は、差額地代Ⅰの形成は自然力を基礎としているが、その源泉は自然力ではなく労働力であり、もし土地占有経営者である生産隊が労働を投入しなければ実現しえないものであるから、当然生産隊の所有とすべきものである、とした。

(b) 差額地代Ⅱの分配原則について。

大多数の論者たちは、差額地代のこの形態は、基本的には当

然生産隊に帰属すべきものである、と主張した。というのは、

差額地代Ⅱは、集約化経営規模の比較的大きい土地において形成されるものであり、換言すれば、一般的に土地を直接経営している生産隊の資金および労働の投入の結果として形成されるものであるからである。しかし、一部の論者は、土地の集約化経営は、一面ではもとより生産隊の資金と労働の投入の結果であるが、また他面では国家・公社・特に生産大隊の援助と投資が貢献している、という点を強調した。特に、元来自然的条件があまりよくなかった生産隊が国家・公社・生産大隊の援助によって土地の面貌をかえ、差額地代Ⅱを獲得できるようになったばあいは、基本的には当然生産隊に帰属させるべきではない、と主張した。また他の論者は、差額地代Ⅱの発生を基礎およびその出発点は、究極的には差額地代Ⅰにあり、したがって、差額地代Ⅰが基本的には生産大隊に帰属すべきものであるとすれば、差額地代Ⅱもまたそうでなければならぬ、と主張した。

(6) 差額地代の具体的分配方法についての諸提案。

論争は、最後にどのような具体的分配方法を採用すれば前述の分配原則をより完全に実現できるか、という点まで論及されてしめくくられた。いうまでもなく、主張する分配原則の相違によって提案される具体的方法は大きなひらきをみせているが、

大まかにつぎの二つにわけられる。

第一は、生産大隊による統一分配を堅持する立場であって、差額地代を生産隊のその他の所得と一緒に生産大隊に集中し、しかるのち『三包一奨(生産高・労働力・生産原価の請負指標を設定し生産超過達成奨励制を併用する生産管理制度)』をとおして生産隊に分配すべきである、とした。この論者たちは、こうしてはじめて生産大隊の基本所有制を保障し、生産大隊の土地所有権を實質的に確保することができる、と考えるわけである。『三包一奨』の制度をとおして合理的に差額地代を分配する具体的方法については、たとえば、多くの差額地代を形成する生産隊には生産高請負指標を低く設定するか・あるいは労働力請負指標を高く設定するという方法が提案された。一般にそれを實際につくりだした生産隊に帰属させるという原則をより合理的に実現するものと考えられていた。

第二は、生産隊によって直接分配すべきであるとする立場であって、差額地代を最終的にはそれをつくりだした生産隊に帰属させるべきならば、一たん生産大隊に集中したのち『三包一奨』をとおして再分配するというような煩瑣な方法をとる必要はない、と主張する。しかも、このことは決して生産大隊の基本所有制・特にその土地所有権をおかすものではないという。



たとえばある論者は、差額地代の形成と土地所有権は無関係であり、土地の占有経営権とのみ関係があるのであって、社会主義制度下においては、差額地代の分配は、まず土地の占有経営権の観点から考慮されるべきである、と強調した。

## 二 人民公社内部の経済的格差についての

### 問題提起

——何 予『農村人民公社の内部に存在する  
経済的格差に正確に対処しよう』——

農村人民公社における生産大隊相互間および生産隊相互間には、いずれも経済的格差が存在している。その正確な認識と対処・特に生産隊相互間の経済的格差を正確に処理することは、労働に応じた分配原則の貫徹・広大な農民大衆の集団生産の管理の積極性の向上・農村人民公社制度の強化・農業生産の発展にとって、きわめて重要な意義をもっている。

(1) 経済的格差形成の原因と労働に応じた分配原則について。

農村人民公社の内部に存在する経済的格差は、さまざまな原因によって形成されたものであり、またさまざまな側面からいうことができる。自然的条件の相違・技術的装備の相違・生産管理水準の相違によって、各生産単位における生産収益性はそ

れぞれ異なるであろう。このような情況は、生産大隊相互間にも存在する。しかし農村人民公社の現段階では、公社級を基本的所有制とするところまでいっていないし、全社的規模での統一分配もなされていない。したがって、生産単位相互間の収益分配にあたって問題となるのは、主として生産大隊相互間ではなく、生産大隊内部の生産隊相互間である。そして、この問題は、人民公社内部の経済的格差に対する正確な処理の中心問題である。

生産隊の生産収益の増大は、大ていのばあいつぎの四つの要因のいずれかによるものであった。

(a) 若干の生産隊は、ずっと以前から・ときには労働互助組ないし初級農業合作社の時代から、農田の基本建設をはじめ・多角経営を發展させ・資金を蓄積し・さまざまな面から良好な生産条件をつくりだした結果、しだいに高い生産収益性と生活水準を獲得するにいたった。

(b) 若干の生産隊は、原来の生産条件はあまりよくなかったが公社化以後の数年間に非常に努力して小型水利施設をつくり・耕地整理をおこない・劣等耕地を改造し・こまめに手をいれて、各種農産物をしだいに増産しうるようになった。このような生産隊のなかには、食糧自給ができなかった隊から余剰をもつ隊へ・『貧困な隊』から『富裕な隊』へ転化したものも多い。

(c) さらに若干の生産隊は、もともと比較的優越した自然的条件・特殊な自然資源・あるいは良好な立地条件をそなえていた。これらの生産隊のあるものは経済作物の経営を中心とし、またあるものは食糧生産を主としながら、同時にさまざまな事業を経営し、農業合作化以前から比較的高い生産収益性と生活水準を維持している。

(d) 大集団(旧来の高級農業生産合作社あるいは現在の人民公社生産大隊の規模の)の経営する力量をもって所属する全生産隊ないし一部の生産隊の経営している土地に対し比較的大規模な農田基本建設をおこない、生産の様相を一新してしまったようなばあいがある。たとえば、大集団で機械を購入し・電力設備をもうけてそれによって全部あるいは一部の生産隊が灌漑しているばあいか、また大集団で直接副業を経営するばあいかである。そこでは、大集団自体が比較的多くの生産手段およびその他の公共資産を所有し・比較的高い生産収益性をあげていると同時に、所属する全部あるいは一部の生産隊は、大集団の援助のもとに良好な生産条件をつくりだし・いちじるしく生産を進展させ、社員はこれによって比較的高い生活水準を確保している。

以上いずれのばあいでも、生産収益性を向上させたのは、主としてやはり社員の多年にわたる真剣な労働の結果である。も

ちろん、自然的条件は、生産収益性を決定する重要な要因ではあるが、ただ大たいのばあいは、自然的条件と人間のねばりずよい労働や経営管理とはっきり切りはなすことはできない。つまり、自然的条件がいくらよくても、人間のねばりずよい労働の結果はじめて開発され利用されるようになるのであるから、不適當に自然的条件を過大評価することは、人間の自然に対する斗争の偉大な意義を否認することにもなるだろう。したがって、前記(a)(b)(c)のばあいも、当然そのヨリ多い生産収益は、その生産隊の所有に帰属させるべきである。そのようにしてのみ、その生産隊の高い生産収益性をひきつづき確保し・他の生産単位とも団結して集団経済の積極性を發揮させることができるのである。また前記(d)のばあいのヨリ多い生産収益は、これは当然基本的には生産大隊の所有となり、生産大隊によって統一分配されなければならない。というのは、そのヨリ多い収益は、大集団の共同努力・労働支出・資金投入の結果であるからである。生産大隊による統一分配は、全生産隊にこの成果を分配すると同時に、また生産隊相互間の格差を考慮して、多く労働した隊には多く分配し・そうでない隊にはすくなく分配するのが合理的であろう。

一部の人たちは、生産大隊は明らかに一つの統一された全体であるから、請負計画を超過達成した生産隊に対しては一定の

奨励制度をもうけることはできるにしても、一般的にはヨリ多い生産収益は全部大隊所有とし、大隊によって統一的に平均分配すべきである、と主張している。しかしもしそうすれば、明らかに従来比較的高い生産収益性をもって来た生産隊の所得は低落し、その反対の生産隊は所得が増大することになる。とすれば、高い生産収益性をもつ生産隊の生産意欲は減退し、低い生産収益性の生産隊もまた依頼心をおこして生産意欲を刺激しないであろう。したがってこのような考えかたは、生産隊相互間の収益性格差をしないで縮小してゆこうとする点からすれば有害といわなければならぬ。

当然、われわれは、生産隊相互間に存在する経済的格差をみると、ヨリ多い生産収益は、それをつくりだした生産隊に帰属することを認めなければならぬ。もちろん、大集団あるいは国家の利益を考慮する余地がないとはいっていない。公社あるいは生産大隊は一定比率で公共蓄積金および公共福利資金を取得し、国家は法規によって農業税を徴収する。そこでは、ヨリ高い収益をあげた生産隊は、うたがいもなくヨリ多く国家・公社・および生産大隊に貢献することになるわけである。

(2) 集団所有制のもとにおける労働に応じた分配の範囲について。

自然的条件は、農業生産単位相互間の収益性格差を形成する

一つの重要な要因である。しかも、めぐまれた自然的条件からあげられたヨリ多くの収益が全部その生産隊に帰属するとすれば、労働に応じた分配原則に違背する現象を生じないだろうか、という疑問がある。しかしわれわれの考えからすれば、そうではない。

いわゆる労働に応じての分配原則というのは、生産手段の公有制の条件のもとにおいて、労働者が生産に投入した労働の質および量に応じて消費物資を分配されることである。現段階の中国の社会主義的公有制には、全人民所有と集団所有の二つの形態が併存している。それぞれを基礎として実行される労働に応じた分配原則は、それぞれ完全に同一に現象するものではない。このことは、たとえば国营企業と人民公社を比較すればはつきりうかがえる。

国营企業相互間でも、もちろん生産条件の格差が存在する。この生産条件の格差は、同部門企業相互間の労働生産性の格差形成の重要な要因となる。生産条件の比較的良好な企業では低原価・高収益をあげ、反対のばあいは反対の結果となる。しかし、生産手段は全人民所有であるから、各企業の生産収益性に格差があっても、その生産物はひとしく全人民の所有物であり、全人民を代表する国家によって労働者に対する統一分配がおこなわれる。もちろん、これは、国家が経営している近代的大規模

企業の同一部門についていえることであって、それと地方が経営している中小規模企業とのあいだ・あるいは異なる部門間では、その賃金水準に格差がある。

集団所有制のもとでは事情が異なる。つまり、収益の分配は、当然その生産手段所有の範囲・集団の枠内でおこなわれる。現段階の農村人民公社は、三級集団所有制・三級計算制を實行している。したがって、分配の結果は、各集団単位のもつ自然的条件の優劣がうみだす収益性格差を反映せざるをえない。同一生産大隊の内部において、各生産隊ごとに社員の所得水準に格差を生じるのは、集団所有制の必然的結果である。

現段階の人民公社において、三級集団所有制・三級計算制を實行し、生産大隊相互間・生産隊相互間における生産収益性の格差を承認することは、現段階の農村生産力水準および農民の意識水準に完全に照応しているというべきである。まだ農業生産を主として手工操作に依存している段階では、比較的小さい集団の範囲で労働に応じた分配を実施することが合理的である。

(3) 生産隊相互間の経済的格差をみとめることは、社会主義的集団農業発展のカギである。

みぎのとおりとすれば、各生産単位の経済的格差は日まじに拡大してゆかないだろうか。農業合作化以後・特に人民公社化以後の経験は、まったくその反対であることを証明している。

今日の比較的富裕な生産単位の多くは、以前は生産条件のよくない貧困な単位であった。そこでの農民が党の指導のもとに集団化のみちをとおして営営たる苦闘をしてのちに、今日の富裕な生産単位にまで成長させたのである。

この過程での成功のカギは、生産単位相互間の経済的格差をみとめ、この格差に応じた生産発展をはかる方法をとおして格差をしだいに縮少してゆく、という党の政策の正確な遂行にあった。今日でもなお困難な条件の生産単位が存在しているけれども、それらが富裕な単位に転化するには、国家と公社の支持のもとにかれら自身の努力をとおしてなされなければならないし、またそうしてはじめてその面貌を一新することができるのである。

社会主義的集団農業において、先進単位と後進単位との間に経済的格差があることは当然のことである。それぞれの大集団の内部にいくつかの先進単位が存在することは、幹部に集団生産を指導する上の経験を提供するだけでなく、他の単位の前進のための目標ともなる。われわれは、各生産単位のなかに常に革命競争を組織し・等価交換と自発性にもとづく相互援助の原則によって協業を組織し・後進単位を先進単位においつかせなければならぬ。ふるい格差が変化すれば、また新しい格差が生ずるであろう。このようにしておいつおわれつの革命競争が、

中国の社会主義的農業をここまで発展させてきたのである。人民公社内部の経済的格差の存在を客観的にみとめこのような格差を改変しようとする広大な農民の主観的能動性の高揚こそ、まさに社会主義的集団農業を発展させる偉大なテコである。

### 三 人民公社の差額地代についての問題提起

——鐘成章『我國の農村人民公社の差額地代についての試論』——

(1) 社会主義農業において差額地代が存在するかどうか。

この問題については、現段階の人民公社において、差額地代を形成する物質的条件および社会的条件が存在するかどうか、を具体的に分析しなければならない。

解放以来、中国の農業は急速な発展をしめし、耕地面積の増大・土地肥沃度の向上・水利建設や交通建設等は年をおって大きな成果をおさめた。しかし土地の肥沃度の格差は、消滅していないし、またさせることもできない。マルクスのいうように、『生産性の発展が考察されるかぎりでは、差額地代は、総面積の絶対的肥沃度の増加がみぎの不等性を止揚しないで、これを増加させるか・不変ならしめるかまたはただ減少させるだけだということの内蔵する』(資本論Ⅲ・七一〇頁)。立地条件にはもちろん格差がある。また、工業生産の発展にしたがって、各

地域の農業技術装備・水利建設・土地への追加投資・および土地の集約化経営規模等は、それぞれ大きな発展をみたけれども、その格差はいずれも存在している。とすれば、現段階では差額地代を形成する物質的条件が存在しているわけである。

単に物質的条件が存在しているだけでなく、差額地代を現実に発生させる社会的条件もまた存在している。社会主義的公有制に全人民所有制と集団所有制の二つの形態があること、また労働に応じた分配原則が貫徹していることは、商品生産の存在を条件づけている。この条件のもとでは、農村人民公社の各生産単位と外部との経済関係は、等価交換の原則によっておこなわれるわけであり、各生産単位は、かならず価値形式によって生産における消耗と成果を経済計算しなければならない。このために人民公社各生産単位の農産物は、そのかなりの部分が社員自給消費にまわされるとしても、やはり価値形式をもたざるをえない。人民公社においては、土地の所有権は生産大隊にあるが、生産隊の長期使用に固定されており、その他の大部分の生産手段は生産隊所有である。生産隊が占有している土地は、実質的には生産隊の資産として管理されており、したがって、これらの生産手段と生産隊の労働によって獲得された成果は、当然その生産隊の集団所有となる。このような条件のもとでは、優良地・中等地の生産隊は、劣等地を経営する生産隊に比較し

てつねにヨリ多い生産物を獲得することになり、このヨリ多い部分が価値計算されて超過純所得となり、つまり社会主義的差額地代を形成することになる。

資本主義的差額地代と社会主義的差額地代は、根本的に性格のちがったものである。資本主義的差額地代は、農産物の個別価格と社会的生産価格の差額であり、剰余価値の一つの特殊な形態であって、資本主義的搾取関係を体现している。中国の農村人民公社の差額地代は、農産物の個別価値と社会的価値の差額であり、公社社員集団所有に帰属するものであり、地代の形態でだれにも支払われるものではなく、搾取関係を廃絶した社会主義的生産関係を反映している。

ある論者は、つぎのように主張している。すなわち、差額地代は、地代の一つの形態であり、地代はまた特定の歴史的範疇であり特定の搾取関係をあらわしている。土地の所有権と労働者が分離しているという条件においてのみ地代が発生するのであって、社会主義制度のもとでは、いうまでもなくこのような条件はない。したがって、社会主義のもとでは、差額地代は存在することができないものである、と。

歴史上、さまざまな形態の地代は、たしかに土地所有権と労働者との分離に関係づけられていた。また封建的地代にしても資本主義的地代にしても、すべてたしかに一つの搾取関係を反

映していた。しかしこのことから、この条件がなければ差額地代はありえない、と結論することはできない。マルクスによれば、この条件と差額地代の形成には必然的關係は存在しない。

マルクスは、資本主義制度のもとにおいて、自分の土地を耕作する小農も差額地代を獲得することを指摘し、つぎのように述べている。『さらに分割地所有。……このばあいには土地生産物の平均市場価格がどうして規制されるかを問わず、明らかにこのばあいにも資本制的生産様式のもとでと同様に、差額地代すなわち、優等地または位置のよい地所にとっての商品価格の超過部分が実存するにちがいない。総じてまだ一般的市場価格が発展していない社会状態においてこの形態があらわれるばあいですら、この差額地代は実存する。そのばあいには差額地代は、余分な剰余生産物として現象する。ただそれが、ヨリ有利な自然的諸条件のもとで自分の労働を実現させる農民のふところに流れこむだけである』(資本論Ⅲ・八五六頁)と。ここでは、土地所有権と労働者は分離されていないし、また搾取も存在していない。しかもマルクスは、差額地代は明らかに存在する、と述べている。土地所有権と労働者の分離は、差額地代を形成する必要条件ではなく、差額地代がそれをつくりだした労働者に帰属せず・地代の形態で土地所有者に収奪されるための条件にすぎない。

(2) 生産隊相互間における差額地代の分配原則について。

人民公社の差額地代は、公社社員が集団でつくりだしたものであり、また社員の集団所有に帰属するものである。現段階の農村人民公社は、生産大隊を連合組織した集団経済組織であつて、三級集団所有制・三級計算制を実施している。差額地代の公社相互間および生産大隊相互間の分配問題は、すでに解決されている。現在解決を必要としているのは、主として生産大隊内部の生産隊相互間に差額地代をどのように配分するか、特に生産大隊を基本計算単位とするという条件下においてどのような分配するか、という問題である。この条件のもとでは、各生産隊の収入を一たん生産大隊に上納したのち大隊が各隊に統一分配するが、その過程をとおして差額地代を各隊に平均分配すべきか、それとも差額地代はそれをつくりだした生産隊が留保し占有すべきか、という点が問題の中心である。

周知のように、差額地代には二つの形態があり、その形成の物質的条件は同じでない。差額地代Ⅰの形成は、自然的条件にめぐまれた土地を占有することと関連している。この部分の差額地代は、したがって当然土地所有者に帰属すべきであろう。しかし前述のとおり、土地は生産大隊の所有であるが、実際は生産隊が長期かつ固定的に支配し占有している。かつ生産隊はそれに対して生産大隊に何らの代価も支払っていないのである。

とすれば、差額地代Ⅰは、その土地の使用者たる生産隊に帰属する方が適當である。歴史的な發展過程からいっても、その方が實際的であると思われる。というのは、土地改革以来、互助組・初級合作社・高級合作社をとおして人民公社にいたるかなり長い期間、生産隊の社員はその土地の上で労働し、その土地のすぐれた自然的条件もかれらの労働の結果実現したものであるし、また過去比較的長い期間その土地は基本的にかれらの所となつていた。現在、差額地代Ⅰを生産大隊にひきわたすならば、その生産隊の社員の生活水準の向上にもえいきよするだろう。このような事情から、一般的に差額地代Ⅰは、生産隊に留保しておくべきではない。

差額地代Ⅱの形成は、生産手段および労働の追加投入により労働生産性が向上すること、および土地の集約化経営の規模と関連している。このことは、具体的にはその土地の自然的条件を基礎に土壌の改良・水利建設・肥料の追肥・新式農具の採用・道路の建設その他広汎な科学的成果の応用等のいいであり、このような仕事は、当面のところ生産隊の力量に依存して実行されている。したがって、この部分から形成される差額地代も、当然生産隊の所有に帰属すべきである。と同時に、このような投資がもし生産大隊によってなされたのであれば、その部分は生産大隊に帰属すべきであるし、また公社あるいは国家によつ

てなされたのであれば、その部分は公社あるいは国家に帰属させられなければならない。

現実の問題としては、差額地代を形成するさまざまな条件が同時に併存しかつ相互に交錯して作用するから、差額地代のⅠ・Ⅱを区別することは困難である。また、それぞれについて、そのどこまでが生産隊の力量で形成されたものであるかをみわけることは、一層困難であろう。したがって、みぎにのべたことは、ただ原則的に現段階の人民公社の差額地代を究極的にはどのように分配するかを明確にし、農業生産の発展に有利たらしめようとしたものである。

(3) 生産隊相互間における差額地代分配の具体的制度について。

差額地代の分配は、人民公社の生産収益のなかに包括されて分配されるのであって、別に差額地代だけが分配されるわけではない。前述のように差額地代の分配原則は、一般的にはその大部分が生産隊の所有に帰属すべきものとしている。とすれば、人民公社の農業生産収益の分配過程において、どのようにこの原則を実現させるかが問題である。

生産大隊が農業生産収益を分配するのに二つの類型があるが、それぞれについて考えてみよう。

第一は、生産大隊を基本計算単位とし、生産大隊によって統

一分配を實行している型である。このような生産大隊の集団経済の力量は、一般に比較的強力なものであって、比較的大規模の水利設備や大型農具をもち、相当な生産資金を蓄積しており、また生産隊相互間の自然的条件の格差あるいは経済的格差も比較的小さい。このような生産大隊は、一般に『三包一奨』制の経営管理方法をとって大隊による統一分配を實現している。ここでは、生産隊は生産大隊に対し生産高・労働力・生産原価の各指標にもとづいて生産を請負い、年度末に生産隊は請負分の収益全部を生産大隊に引渡して、大隊による統一分配をうける。請負超過分は、その全部あるいは大部分が奨励として生産隊の所有となる。この超過生産分は、生産隊の積極的経営の成果であって、そのなかには差額地代の一部がふくまれている。超過生産分は、その全部あるいは大部分が生産隊の所有となるのだから、そのなかに包括されている差額地代も当然生産隊の所有となる。しかし、この『三包一奨』制度は、生産隊相互間の経済的格差にうまく照応することがきわめてむづかしい。つまり、農業生産の多様性および複雑性から、『三包』指標が正確を期しがたい面があるわけである。もし『三包』指標を正確に決定しようとするれば、請負った生産高指標は、生産隊の経営する土地の肥沃度や水利条件等に基づき、同時に生産隊の労働力・畜力等の条件も確定してそれにもとづかなければならない。と



すれば、請負生産分の収益もまた一部の差額地代をふくんでおり、この部分は統一分配されるのであるから、差額地代は、それをつくりだした生産隊が取得することができなくなる。しかも実際には、労働力指標は实际需要量にもとづいて決定されるので、生産高と消耗労働量の請負指標はつねに一定率をしめすとはかぎらない。ある生産隊は、請負生産高指標が大きくて使用しうる請負労働力はすくなく、その反対の生産隊もあるだろう。生産大隊による統一分配の際、請負労働力に応じて分配されれば、結果として平均分配どころか、差額地代が全く還元されないばあいもありうることになる。

このような問題があるので、ある生産大隊は、『三包一奨』制を基礎にしてその上に若干の補助的な制度を採用している。たとえば、生産高指標から労働力指標をわりだす方法である。この方法によれば、生産高指標が大きければ労働力指標も大きくしたがって分配量も多いことになる。この方法をおしすすめるならば、差額地代を各生産隊に完全に平均分配することをくいとめることができる。しかし、生産隊がその収益を一人生産大隊に上納してから統一分配するのであれば、生産高の多い生産隊が比較的多い分配をうけるにしても、差額地代のかなり大きな部分はやはり生産大隊に帰属する結果となるだろう。のちにある生産大隊は、調達分請負の方法を採用した。つまり、

生産隊は、請負生産分の収益から種子・食糧・生産費用等の費目をふくむ一定部分を隊内に留保し、その余分を生産大隊に上納することとなった。この方法だと、生産隊の収益は、一部分が生産大隊を経由して統一分配されるだけで、他の部分は生産隊が自主的に支配することになる。この意味においては、この方法は、生産隊相互間の経済的格差を適切に表現するわけである。ただし、請負生産分の収益については、究極的には生産大隊による統一分配にふくまれていくくわずかの差額地代がそれをつくりだした生産隊から失われることになる。ともかく、集団経済の力量が強く比較的生産収益をあげ、生産隊相互間の経済的格差もそれほど大きくなく・生産大隊による統一分配の健全な運営が可能なようなところでは、生産隊相互間における差額地代分配の問題は、その経済的格差を適切に表現しながらも生産大隊を基本計算単位として堅持することが、生産の発展にも社員の生活水準の向上にも有利である。

農業生産収益分配の第二の型として、生産大隊の集団経済の力量がそんなに強力でなく・生産隊相互間の自然的格差および経済的格差が比較的大きいようなばあい、現在では生産隊を基本計算単位とする方法が試験的におこなわれている。また農業生産収益分配の具体的制度としては、やはりさまざまな方法が試みられているが、最も普通적인におこなわれているのは『大包

干』制である。これは、生産隊の一年間の生産収益のうち、その一部分を生産大隊の統一規定にもとずいて公共蓄積金・公共福利資金・管理費用として大隊に上納する以外は、のこり全部を生産隊が自主的に支配する方法である。つまり、生産隊を一つの生産単位とするとともに、また一つの分配単位ともしている。この生産単位と分配単位の統一は、實際上差額地代をそのつくりだしたものに完全に帰属させているわけであり、その意味では、農業生産の収益分配において格差をみとめるという問題を完全に解決している。それは、富裕な生産隊の生産積極性を一層刺激するとともに、貧困な生産隊が富裕な生産隊においつくための自主的努力を一層要請するための有効な刺激ともなるだろう。

一方において、生産隊がみぎのような方法で差額地代を分配している際、他方において、国家・公社・生産大隊から生産隊に投下した資金ないし生産手段によって形成された差額地代は、どのように合理的に生産隊からとりたてられ国家・公社・生産大隊に帰属せしめられているか、という問題が注意されなければならない。国家・公社・生産大隊が生産隊に投入する資金ないし生産手段は、一般的にはつぎのいくつかの形態をとるのである。すなわち、第一に、ダムや灌漑水路のような農業水利事業を建設して生産隊に使用させ、それが差額地代の一部を形成

するばあいである。このばあいは、受益生産隊からその利益の大小に応じて適当に差額地代の一部を投資単位に上納させることができる。第二は、トラクターステイション・給排水ステーション等の農業施設を直接経営し、これを生産隊の使用に提供しているばあいである。これによって形成される差額地代は、施設使用費のなかにふくめて投資単位に帰属させることができる。第三に、貧困な生産隊に対する援助として、資金や生産手段が投入されるばあいがあるが、このばあいは、明らかにそれによって形成される差額地代をその投資単位に提供する必要はないであろう。

(4) 差額地代の分配工作与生産隊相互間の経済的格差の縮小について。

合理的に差額地代を分配することは、一つのきめの細かい経済工作である。この工作をうまく遂行するためには、分配原則を明確にすべきであるばかりでなく、妥当な分配制度をたてる必要がある。差額地代の分配原則は、一般的には基本的に生産隊の所有に帰属させるべきであり、その具体的方法はさまざまある。ここ数年来各地でこころみられている多くの経験を比較分析し、それをヨリ改善し、人民公社の経済工作の水準を一層高めてゆかなければならない。

差額地代は、一つの歴史的範疇である。それは、中国の特定

の歴史的段階に比較的長期にわたって存在するであろう。その存在は、生産単位相互間に経済的格差が存在していることの反映である。この格差をみとめ、それを十分考慮して、はじめて差額地代を正確に分配することができる。かつまた、生産の急速な発展の基礎の上のみ、このような格差をしないで縮少していくことができるのである。

生産隊相互間に経済的格差が形成されるのは、それぞれの労働生産性に格差があるからである。したがって、いうまでもなく、劣悪な生産条件をもつ生産隊は、その生産条件を改善し生産性を高めてゆかなければならないが、その過程にはさまざまな困難があるだろう。しかし、このような生産隊は、往々にして比較的大きな潜在的生産力をもっている。一般的にいつて、同量の資金ないし労働を投入したばあい、劣悪な条件の生産隊の方がめぐまれた条件の生産隊よりも相対的にヨリ急速な生産発展速度をもたらすことができる。と同時に、劣悪な条件の生産隊は決して孤立しているのではなく、国家・公社・生産大隊が援助するし、また等価交換の原則のもとに他の生産隊の援助をもうけている。したがって、主観的な積極性を十分に發揮し・潜在的生産力を十分ほりおこし・労働生産性の向上につとめるならば、しだいにめぐまれた条件の生産隊よりも急速な生産発展を実現することができるであろう。生産の発展につれてそ

の経済的格差はますます縮少し、差額地代もしだいに圧縮されてゆくであろう。

#### むすびにかえて

以上、三つの論文をかなり忠実に紹介した。すでに明らかかとおり、何予および鐘成章の問題提起論文は、一九六一年六月からはじまったという安徽省・湖北省における差額地代論争の成果の上になつて書かれている。この二省における論争の結着点は、したがって何予・鐘成章の論文に包括されるとみてよいだろう。すなわち、それを要約すると、第一に、差額地代は、資本主義社会に特有の範疇ではなく、社会主義制度のもとにおいても存在する。第二に、現段階の農村人民公社においては、土地によって自然のおよび経済的条件に格差があり、それが差額地代形成の物質的基礎をなしている。第三に、社会主義制度のもとにおいて差額地代を実現する社会的条件としては、社会主義的公有制の二つの形態の併存・商品関係の存在・価値法則の作用等を指摘することができる。第四に、社会主義制度のもとでは搾取関係は廃絶されているから、差額地代の分配は、原則的にはそれをつくりだした生産隊に帰属せしめるべきである。またそのような原則を実現する具体的制度を三級所有制の基礎の上に早急に確立することが、農業生産の発展・ひいては

生産隊相互間の経済的格差をしないで縮小する唯一のみちである。というような諸点でほぼ固っており、そしてその底流に、生産隊相互間の経済的格差の正確な認識と処理が現段階の農村人民公社の中心問題である、という意識がある。

今後は、みぎの諸点を基礎にして全国的な討論が展開されることになる。したがって、社会主義社会において差額地代が存在するかどうか、という問題が基本的に解決されたとすれば、今後の討論過程では、純粹理論の面では真向から対立した意見が提起されるよりも、みぎの基本的観点にたつて理論をより厳密化し・深化し・補完していくという方向をとるだろう。と同時に討論の重点は、もっぱら存在を確認されたところの社会主義制度のもとの差額地代の分配問題・その原則と具体的制度をめぐって展開されるのではないかと考えられる。というのは、現段階の農村人民公社の基本的制度は、周知のとおり、最近にいたってほぼ最終的な結着をみたような情勢であり、しかも何予や鐘成章も指摘しているように、現在はこの差額地代の分配について統一的な制度がみられず、各地でさまざまな方法が試行されている状況であって、現在、それを整備し・強化し・充実するための工作を緊急にせまられている、という客観的条件が背景にあるからである。

さらに、この差額地代の分配問題は、単に現実に早急な解決

をせまられているだけでなく、まえがきでもふれたとおり、人民公社理論の背骨をなす三級所有制の核心にふれる重要な問題でもある。したがって、この問題の解明は、単なる政策論争という性格のものではなく、三級所有制の実質をめぐってその理論的解明をとまわざるをえないであろう。

たとえば、許滌新論文が明らかにしたように、人民公社においては生産大隊が基本計算単位・独立経営単位であり、生産物は完全に大隊が掌握し統一的に分配するという基本的制度からすれば、何予や鐘成章が提案しているような『三包一獎』制度に何らかの補完的な手段をつけくわえることによって生産隊がつくりだした差額地代をその生産隊に帰属させるという制度は、たしかに基本的制度のなかに包括させることができるであろう。しかも、集団所有制のもとにおける労働に応じた分配原則は、その集団単位の枠内において厳密に貫徹せしめられる。とすれば、差額地代が単なる自然的条件だけで形成されるものではなく、かならず人間労働と結合して実現されるということをも十分にとめるとしても、なお差額地代を原則的にそれをつくりだした生産隊に帰属させるということは、生産大隊の基本所有制・生産大隊の土地所有権をかなり弾力的に理解しなければならぬことになるであろう。

あるいはまた、何予や鐘成章の提案のような徹底的な労働に

応じた分配原則をとるならば、人民公社における全体の分配制度・特に供給制の実質についても関連して考察しなければならぬ。つまり、供給制・特に食事供給制の意義は、家庭労働を社会的生産労働に転化し潜在的生産力を最大限にほりおこすという点にあるが、同時に、共産主義的思想教育と結合して共産主義的集団生活の萌芽として育成するという意識があることも事実であった。しかも、供給制は、それ自体の性格からして、賃金制と同じような厳密さで労働に応じた分配原則を貫徹させることができない制約をもっている。したがって、差額地代の分配原則の論議には、このような問題をふくめて共産主義への最良の移行形態としての人民公社の分配原則にかんする一貫した理解がその根底になければならないが、この点にまで問題提起論文はふれていない。(ついでにいうと、許濂新論文も供給制については直接論及していない。供給制について何か重要な変化がおこりつつあるのだろうか。)

みぎのほかにも、まだ多くの重要な問題が解明されるべくのことされている。さきにものべたように、論争はこれからはじまるわけであり、この論争をとおして人民公社理論は、かならず大きな前進をしめすにちがいない。われわれは、大いにこの論争に注目している。

——一九六二年一月稿——

(山口大学)

(附記)

本稿のまえがきでもふれているように、わたしは、許論文を人民公社制度発展を画期する契機として評価し、本稿もその立場にたつている。ところが、本稿校正中に大阪市立大学・杉野助教授からわたしの許論文紹介文について重要な批判と御教示をいただいた。つまり、わたしが許論文にみいだされたとした人民公社の新しい特質は、部分的には許論文に先行してあらわれていたものもあり、許論文を契機とする新段階というのはいらないとの批判であった。これについては、わたし自身十分再検討し理解不足やあやまりをただして、近い機会にもう一度わたしの考えをまとめた意図をもっている。杉野助教授の御教示に感謝するとともに、本稿は、その再検討以前の原稿のままであることを附記しておく。